

東近江市商工業連携事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商工業者が連携して行うにぎわいづくりのためのイベント及び経営力の強化を図る事業に要する経費の一部を補助することにより、商工業の活性化を図ることを目的として東近江市商工業連携事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東近江市補助金等交付規則（平成17年東近江市規則第54号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 発行済株式の総数又は出資の金額の2分の1以上の数又は金額が同一の大企業者により所有されているもの

イ 発行済株式の総数又は出資の金額の3分の2以上の数又は金額が大企業者により所有されている中小企業者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねる者の数が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、常時使用する従業員の数が100人以下のもの

2 この要綱において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者をいう。

3 この要綱において「まちづくり会社」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号ロに規定する会社をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者のうち2以上のものが連携した事業体（以下「連携事業体」という。）とする。

(1) 中小企業者

(2) 振興組合

(3) 協同組合

(4) 商工会

(5) 商工会議所

(6) まちづくり会社

(7) 大企業者（連携事業体の代表となる者（以下「連携事業体代表者」という。）に限る。）

2 連携事業体に属する構成員（以下「連携事業体構成員」という。）は、市内に事務所又は事業所を有するものに限る。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の商工業の活性化に資するイベント、販路拡大、商品開発、広報等の事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から補助事業により生じた収入の額を差し引いた金額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定により算出した額の上限は、連携事業体構成員の数に応じて別表第2のとおりとする。

3 前項の連携事業体の構成員の数は、既に他の連携事業体構成員として当該補助金を受けた者が属する場合は、その者を除いた数とする。

（交付の条件）

第7条 規則第10条第1項に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は他の地方公共団体の同様の制度による補助を受けていないこと。

(2) 補助事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等でないこと。

（交付の申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする連携事業体代表者は、東近江市商工業連携事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の受付期間は、市長が別に定める。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 規則第11条の補助金等交付決定通知書は、東近江市商工業連携事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（実績報告）

第10条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業が完了した後、東近江市商工業連携事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

経費の区分	経費の内容
謝金	講師、研究員等専門家（以下「専門家」という。）に対する謝金
旅費	(1) 専門家に対する旅費 (2) 視察研修旅費
事業経費	店舗等賃借料、会場借上料、機器借上・借損料、材料費、原稿料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、図書購入費、通信運搬費（プロバイダ契約使用料及び回線使用料を含む。）、保険料その他市長が認める経費
委託費	専門的知識・技術を要する事業部分に対する委託費

別表第2（第6条関係）

連携事業体構成員数	上限額
2～11	50万円＋（連携事業体構成員数－2）×20万円
12以上	250万円